

合格発表日以降、学習用端末を学校サイト以外（家電量販店等）で購入された場合、必ず、領収書（レシート）はお手元に保管をお願いします。

1 令和6年6月上旬にお知らせする「学習用端末購入支援制度」に領収書（レシート）が必要です。

2 領収書（レシート）には以下の記載が必要です。

- (1) 購入総額
- (2) 端末本体の購入金額
- (3) 販売事業者名及び購入日が確認できる領収書等
(レシート可)